

2017年7月20日

認定事業者の皆様へ

公益財団法人自然農法国際研究開発センター
認定事務局長 大橋 弘保

有機農産物の生産に使用できない資材について

平素は、有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、農林水産省から、北海道有機農材株式会社（北海道千歳市）が生産・販売した資材について「平成28年4月に肥料取締法違反と判断された肥料（不適合資材）一部について、廃棄処分せず、再び堆肥として（一部は名称・包材を変えて）販売していた」として通知がありましたので、関係者の皆様にご連絡いたします。

なお、平成28年4月と5月の使用状況調査の結果、関係資材を使用している方はいないと判断しておりますが、社名に惑わされることなく、また一部は名称・包材を変えて販売していたので、以下の資材名を確認いただき、誤って使用することのないようご注意ください。

【北海道有機農材株式会社の問題となった肥料】

■元の名称のまま販売したもの

スーパーアニマル、アニマルDX、アニマックス、根菜専科、花卉専科、ビート専科、長いも専科、じゃがいも専科、玉ねぎ専科、バケイトン

■新たな名称で販売したもの

発酵鶏ふん、アニマルマスター、アニマルマスター1号、アニマルマスター2号、アニマルマスター3号、NEWバケイトン

なお、農林水産省のプレスリリースは、以下のリンク先から確認できます。もし、上記の資材を使用していた場合は、すみやかに認定事務局まで報告してください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/170707.html>

本件に関しまして、ご質問・ご不明な点等ございましたらお知らせください。

以 上

本件担当 吉田、谷木

※本通知は、同社の不適合資材が販売された地域の認定事業者に配信しています。